

最高裁秘書第1650号

令和7年5月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和6年6月9日付け（同月11日受付、第060104号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 首席調査官が使用する説明資料（毎年1月頃までに作成するもの）
- (2) 首席調査官あて高裁事件数報告
- (3) 全高裁民事事件数等調査
- (4) 査察資料作成マニュアル

2 開示しないこととした理由

1の(1)から(4)までの各文書は、いずれも作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）